## 産後の家事・育児支援のヘルパー等の利用助成



出産した方で生後 6ヵ月になるまでの乳児をお持ちの方を対象に、心と体のケアに対応できる家事・育児支援のヘルパー(区と提携)利用に対して、サービス利用費の一部を助成します。

#### 【対象】

- ・出産した方で生後 6ヵ月になるまでの乳児を育児中の方
- ・区内に住所を有している方
- ・区が定めた事業者に費用の支払いを行った方

### 【期間】

出産の日から満6ヵ月に至る日までの利用 (例:1月1日生まれの場合、6月30日まで)

### 【助成内容】

サービスを利用した時間数のうち、1時間につき1,000円を助成します。(上限20時間) 合計時間に1時間未満の端数が出た場合は切り捨てとなり、千円単位での助成となります。 ※サービス利用費全額を事業者へお支払いいただき、後日申請に基づき助成金を振り込み ます。サービス利用費から助成金を差し引いた額が最終的な自己負担額となります。

- ※助成を受けられるサービス提供者は区と提携している事業者に限ります。
- ※ベビーシッターでの利用の場合は助成の対象になりません。
- ※平成29年4月1日より、助成限度時間を20時間に拡大しました。

### 【サービス内容】

- ・母親のサポート・家事サポート・育児サポートを行います。 (利用料金、サービス内容はサービス提供者により異なります。)
- ・必要なサポート内容についてはサービス提供者と一緒に考えていきます。

### 【区と提携している事業者】

品川区ホームページをご覧ください。

トップページ>子ども・教育>子育で・児童家庭相談>産後の家事・育児支援のヘルパー等の利用助成

※右記のQRコードからもアクセスできます(一部ご利用いただけない機種もあります) ※しながわパパママ応援アプリからもご覧いただけます。



品川区役所

### ご利用の流れ

# 事業者選択

区と提携している事業者一覧から事業者を選び、サービス提供者を選択します。

- ■品川区ホームページに掲載しています。
- ■しながわパパママ応援アプリからもご覧いただけます。

## 申込み 予 約

- ①サービス提供者に直接、申し込んでください。
  - ※サービス提供者には「品川区産後家事育児支援訪問費助成金」を 申請したいことを伝えてください。
- ②事業者またはサービス提供者から予約方法、手続き等をご案内い たします。

# 利用

- ①予約の日時にサービス提供者がご自宅にお伺いし、母子の産後ケアサービスを提供いたします。
- ②サービス提供者に利用料金をお支払いください。
- ③サービス提供者に品川区産後家事育児支援訪問費助成金交付申請 書の下部の<u>支援サービス利用証明書</u>に、サービス利用日等を記入し てもらいます。

また、サービス利用最終日または、助成限度時間を超える日に支援サービス利用証明書に必要事項を記入してもらい印鑑(スタンプ式印は不可)を押してもらいます。

- ※申請書は事業者ごとに記入をお願いいたします。
- ※個人事業者以外をご利用の場合は、支援サービス利用証明書と同等 の領収書を発行してもらいます。発行方法については事業者にご確 認ください。

# 助成金申 請

- □サービス利用最終日または助成限度時間を超える日から、<u>30日以内</u> に品川区子ども未来部子ども育成課に申請書をご提出ください。(窓 口持参または郵送)
- □申請書はサービス利用時に事業者からお受け取りください。 品川区ホームページからもダウンロードできます。
- □個人事業者以外をご利用の場合は領収書の写しもご提出ください。
- □助成決定後、申請書に記載されている口座に助成金を振り込みます。

### 申請書記入方法

朱肉を使用する印鑑で押印。 スタンプ式印は不可。修正液、テープ等使用不可。 ※捨印も忘れず押印してください。

### 利用者本人の氏名 (子の母)

助成金額は 1 時間につき 1.000 円。上限 20 時間 20,000 円。合計時間に 1 時間未満の端数がある場 合は切り捨て。1,000 円単 位の助成。(例:合計 7.5 時間の場合、7,000 円の助 成)

> 利用者本人の氏名 (子の母)

申請者(利用者)と 口座名義人が異な る場合に記入・押 印。氏名は利用者本 人。

事業者記入欄 (支援サービス 利用証明書)

記入不要

品川区産後家事育児支援訪問費助成金交付申請書(区提出 様式1 フリガナ フリガナ 子ども氏名 利用者氏名 60 11/ 儿子 H29年 60年 生年月日 生年月日 3 か月) 3/歳) 品川区な町〇一ム一日 サクラハイツ 201 助成申請額 円 20,000 振込先 DD 11 金融機関名 信用組合 出張所 口座の種類 2 3 6 口座名義人 pp 11) 太郎 ※振込先の記載に誤りがあると、助成金を振り込むことができません。正確に記入してください。

この申請に必要な住民基本台帳に関する情報について、品川区が調査することに同意しま

なお、助成金は、上記の口座に振り込んで下さい。

平成 29年 6 月 20 日

品川区長あて 申請者(利用者)住

所品川区本町〇一〇一〇サクラ 00 11 花子 000-0000-0000

17/201

印

申請者と口座名義人が異なる場合は、下欄の委任状に記入・押印が必要となります。

私は、上記口座名義人に助成金受取を委任いたします。

平成 19 年 6 月 20 日

申請者(利用者)氏

- ■助成金額は1時間1,000円。最大20時間までです
- ■助成金の手続きは、事業者の利用証明書記入日から30日以内です。
- ■申請書は速やかに、品川区子ども未来部子ども育成課にご提出ください。
- ■スタンプ式の印鑑は使えません
- ■個人事業者以外をご利用した場合は、領収書の写しをご提出ください。
- ■あらかじめ区が指定した事業者に限ります。

### 支援サービス利用証明書

※事業者ごとに提出してください。 事業者記入欄

1日の利用 3 時間	H 29年4月5日	金 9.000円	1日の利用 2,5 時間	H29年5月15日	金 7、500 円
1日の利用 2.5 時間	H29年4月8日	金 7、500円	1日の利用 2.5 時間	H29年6月/日	金 7.500 円
1日の利用 2、5 時間	H29年4月12日	金 7.500円	1日の利用 2、5 時間	(429年6月15日	金 7.500 円
1日の利用 2、5 時間	H29年4月15日	金 7.500 円	1日の利用 時間	年 月 日	金 円
1日の利用 2、5 時間	H29年5月/日	金 7.500円	1日の利用 時間	年 月 日	金 円

サービス利用 合計時間 20.5 時間 合計金額 61.500 円

上記について相違ないことを証明いたします。

※本欄は、指定した事業者の場合、領収書原本の添付により替えることができる。

平成 29年6月18日

品川区長あて

事業者

所品川区豊町 ○-△-□-50/

00 00 氏 000 - 0000 - 0000

※区処理欄

助成決定額 住民情報 出生情報 利用証明 受付回数

### 提出方法 · 提出先



申請書は、速やかに下記のとおりご提出ください。

### 提出書類

- ① 申請書
- ② 個人事業者以外をご利用の場合は領収書の写し

### 提出方法

窓口へ持参または郵送

### 提出期限

サービス利用最終日または助成限度時間を超える日から、30日以内

### 提出先

〒140-8715 品川区広町 2-1-36 品川区役所 子ども未来部子ども育成課児童相談係 (第2庁舎7階)





【お問い合わせ】 子ども育成課児童相談係

電話: 5742-6959 FAX: 5742-6351